

## ○ 激甚災害に係る湛水排除事業費補助金交付要綱（昭和48年3月12日付48構改D第59号農林水産事務次官依命通知）新旧対照表

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p><u>（通則）</u> 第1 （略）</p>	<p>第1 （略）</p>
<p><u>（交付の対象及び補助率）</u> 第2 （略）</p>	<p>第2 （略）</p>
<p><u>（申請手続）</u> 第3 交付規則第2条の農林水産大臣が別に定める申請書類に関する事項は、別記様式第1号による交付申請書のとおりとし、補助金の交付を受けようとする都道府県知事は、交付申請書を地方農政局長等（北海道及び沖縄県にあっては農林水産大臣、それ以外の地域にあっては地方農政局長をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。 2 （略）</p>	<p>第3 交付規則第2条の農林水産大臣が別に定める申請書類に関する事項は、別記様式第1号による交付申請書のとおりとし、補助金の交付を受けようとする都道府県知事は、交付申請書<u>正副2部</u>を地方農政局長等（北海道及び沖縄県にあっては農林水産大臣、それ以外の地域にあっては地方農政局長をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。 2 （略）</p>
<p><u>（交付申請書の提出期限）</u> 第4 （略）</p>	<p>第4 （略）</p>
<p><u>（交付決定の通知）</u> 第5 地方農政局長等は、第3第1項の規定による交付申請書の提出があったときは、審査の上、補助金を交付すべきものと認めるときは速やかに交付決定を行い、都道府県知事に対しその旨を通知するものとする。 <u>2 第3第1項の規定による交付申請書が到達してから当該申請に係る前項の規定による交付決定の通知を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、1月とする。</u> <u>3</u> 地方農政局長等は、<u>第3第1項</u>の規定により提出された交付申請書が実績報告書を兼ねる場合には、その書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その申請に係る補助事業の<u>成果</u>が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、<u>第1項</u>に規定する交付決定と併せて都道府県知事にその旨を通知するものとする。</p>	<p>第5 地方農政局長等は、第3第1項の規定による交付申請書の提出があったときは、審査の<u>うえ</u>、補助金を交付すべきものと認めるときは速やかに交付決定を行い、都道府県知事に対しその旨を通知するものとする。 <u>（新設）</u> <u>2</u> 地方農政局長等は、<u>前項</u>の規定により提出された交付申請書が実績報告書を兼ねる場合には、その書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その申請に係る補助事業の<u>実施結果</u>が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、<u>前項</u>に規定する交付決定と併せて都道府県知事にその旨を通知するものとする。</p>
<p><u>（申請の取下げ）</u> 第6 都道府県知事は、<u>第3第1項の規定による</u>交付申請（実績報告を兼ねる場合は除く。）を取り下げようとするときは、<u>第5第1項の規定による</u>交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内にその旨を記載した<u>取下書</u>を地方農政局長等に提出しなければならない。</p>	<p>第6 都道府県知事は、交付申請（実績報告を兼ねる場合は除く。）を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内にその旨を記載した書面を地方農政局長等に提出しなければならない。</p>
<p><u>（実績報告）</u> 第7 交付規則第6条第1項の別に定める実績報告書は、別記様式第2号のとおりとし、都道府県知事は、補助事業が完了したときは、その日から1箇月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、実績報告書を地方農政局長等に提出しなければならない。 2・3 （略）</p>	<p>第7 交付規則第6条第1項の別に定める実績報告書は、別記様式第2号のとおりとし、都道府県知事は、補助事業を完了したときは、その日から1箇月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、実績報告書<u>正副2部</u>を地方農政局長等に提出しなければならない。 2・3 （略）</p>
<p><u>（補助金の額の確定等）</u> 第8 地方農政局長等は、第7第1項の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の<u>成果</u>が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、都道府県知事に通知するものとする。 2・3 （略）</p>	<p>第8 地方農政局長等は、第7第1項の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の<u>実施結果</u>が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、都道府県知事に通知するものとする。 2・3 （略）</p>

(交付決定の取消等)

- 第9 地方農政局長等は、次に掲げる場合には、第5の規定による交付決定の全部若しくは一部を取り消し又は変更することができる。
- (1)・(2) (略)
  - (3) 都道府県知事が、補助事業に関して、不正、事務手続の遅延その他不適当な行為をした場合
  - (4) 土地改良区等が、間接補助事業の実施に関し法令に違反した場合
  - (5) 土地改良区等が、間接補助金を本事業以外の用途に使用した場合
  - (6) (略)
- 2・3 (略)
- 4 第2項の規定による補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第8第3項の規定 (括弧書を除く。)を準用する。

(補助金の経理)

- 第10 (略)
- 2 (略)
- 3 前2項及び第11に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物、台帳及び調書のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

(補助金調書)

- 第11 (略)

(間接補助金交付の際付すべき条件等)

- 第12 都道府県知事は、土地改良区等に補助金を交付するときは、第7第2項及び第3項並びに第9から第10までの規定に準ずる条件を付すほか、次に掲げる条件を付さなければならない。この場合において、都道府県知事は、土地改良区等から第2号イに係る納付を受けた場合は、その金額の全部又は一部を国に納付しなければならない。
- (1) 適正化法、適正化法施行令、交付規則、本要綱及び実施要綱に従うべきこと。
  - (2) (略)
  - (3) 財産の処分の制限
    - ア (略)
    - イ アの承認については、第2号イの規定を準用する。
  - (4) (略)
  - (5) 契約等
    - ア 土地改良区等は、間接補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、間接補助事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。
    - イ 土地改良区等は、アにより契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合せ(以下「入札等」という。)に参加しようとする者に対し、別記様式第6号による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。
  - 2 都道府県知事は、土地改良区等が間接補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、その実態を充分把握するように努め、当該財産が適正に管理運営されるよう指導しなければならない。
  - 3 都道府県知事は、第1項第3号のアの承認をしようとするときは、あらかじめ地方農政局長等の承認を受けなければならない。
  - 4 都道府県知事は、第1項第3号により土地改良区等から納付を受けた額の国庫補助金相当額を国に納付しなければならない。
  - 5 第1項及び前項の規定にかかわらず、前項の規定その他の国庫納付に関する規定に基づき、取得財産等の取得価格の国庫補助金相当額の全部を国に納付したと認められる場合は、第1項及び前項の規定は当該取得財産等については適用しない。
  - 6 都道府県知事は、土地改良区等に関して、土地改良区等から補助金の返還又は返納を受けた場合は、当該補助金の国庫補助金相当額を国に返還しなければならない。

- 第9 地方農政局長等は、次に掲げる場合には、第5の規定による交付決定の全部若しくは一部を取り消し又は変更することができる。
- (1)・(2) (略)
  - (3) 都道府県知事が、補助事業に関して、不正、事務手続の遅延その他不適当な行為をした場合
  - (4) (略)
- 2・3 (略)
- 4 第2項の規定による補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第8第3項の規定を準用する。

- 第10 (略)
- 2 (略)
- (新設)

- 第11 (略)

- 第12 都道府県知事は、土地改良区等に補助金を交付するときは、第7第2項及び第3項並びに第9から第10までの規定に準ずる条件を付すほか、次に掲げる条件を付さなければならない。この場合において、都道府県知事は、土地改良区等から(1)イに係る納付を受けた場合は、その金額の全部又は一部を国に納付しなければならない。
- (1) (略)
  - (2) 財産の処分の制限
    - ア (略)
    - イ アの承認については、(1)イの規定を準用する。
  - (3) (略)
  - (4) 契約等
    - ア 土地改良区等は、間接補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、間接補助事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をする
    - イ 土地改良区等は、アにより契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約(以下「競争入札等」という。)に参加しようとする者に対し、別記様式第6号による指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。
- (新設)

- 2 都道府県知事は、前項第2号のアの承認をしようとするときは、あらかじめ地方農政局長等の承認を受けなければならない。
- (新設)

(新設)

(新設)

別記様式第1号（第3関係）

湛水排除事業費補助金交付申請書（及び実績報告書）

番号  
年 月 日

〇〇農政局長 殿  
（北海道及び沖縄県にあっては農林水産大臣）

都道府県知事 氏 名

湛水排除事業を下記のとおり実施したい（した）から激甚災害に係る湛水排除事業費補助金交付要綱第3の規定に基づき、補助金 円の交付を申請する。  
（なお、あわせて精算額 円を請求する。）

記

（略）

別記様式第2号（第7関係）

湛水排除事業実績報告書

番号  
年 月 日

〇〇農政局長 殿  
（北海道及び沖縄県にあっては農林水産大臣）

都道府県知事 氏 名

年 月 日付け 第 号をもって補助金交付決定通知のあった湛水排除事業を下記のとおり実施したから激甚災害に係る湛水排除事業費補助金交付要綱第7の規定に基づき、報告する。  
（なお、あわせて精算額〇〇〇円を請求する。）

記

（略）

別記様式第3号（第7関係）

年度湛水排除事業費補助金の消費税仕入控除税額報告書

番号  
年 月 日

〇〇農政局長 殿  
（北海道及び沖縄県にあっては農林水産大臣）

都道府県知事 氏 名

年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知のあった湛水排除事業費補助金について、激甚災害に係る湛水排除事業費補助金交付要綱第7の規定に基づき、下記のとおり報告する。

別記様式第1号（第3関係）

湛水排除事業費補助金交付申請書（及び実績報告書）

番号  
年 月 日

〇〇農政局長 殿  
（北海道及び沖縄県にあっては農林水産大臣）

都道府県知事 氏 名 印

湛水排除事業を下記のとおり実施したい（した）から激甚災害に係る湛水排除事業費補助金交付要綱第3の規定に基づき、補助金 円の交付を申請する。  
（なお、あわせて精算額 円を請求する。）

記

（略）

別記様式第2号（第7関係）

湛水排除事業実績報告書

番号  
年 月 日

〇〇農政局長 殿  
（北海道及び沖縄県にあっては農林水産大臣）

都道府県知事 氏 名 印

年 月 日付け 第 号をもって補助金交付決定通知のあった湛水排除事業を下記のとおり実施したから激甚災害に係る湛水排除事業費補助金交付要綱第7の規定に基づき、報告する。  
（なお、あわせて精算額〇〇〇円を請求する。）

記

（略）

別記様式第3号（第7関係）

年度湛水排除事業費補助金の消費税仕入控除税額報告書

番号  
年 月 日

〇〇農政局長 殿  
（北海道及び沖縄県にあっては農林水産大臣）

都道府県知事 氏 名 印

年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知のあった湛水排除事業費補助金について、激甚災害に係る湛水排除事業費補助金交付要綱第7の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

(略)

別記様式第4・5号(略)

別記様式第6号(第12関係)

契約に係る指名停止等に関する申立書

年 月 日

〔間接補助事業者〕 殿

所在地  
商号又は名称  
代表者氏名

(略)

記

(略)

別記様式第4・5号(略)

別記様式第6号(第12関係)

契約に係る指名停止等に関する申立書

年 月 日

〔間接補助事業者〕 殿

所在地  
商号又は名称  
代表者の役職及び氏名 印

(略)

附 則  
この通知は、令和3年4月1日から施行する。

## 激甚災害に係る湛水排除事業費補助金交付要綱

昭和48年3月12日付48構改D第59号  
最終改正 令和3年4月1日付2農振第3614号

各 地 方 農 政 局 長  
内閣府沖縄総合事務局長  
北 海 道 知 事 } 殿

農林水産事務次官

### (通則)

第1 農林水産大臣は、激甚災害に係る湛水排除事業を土地改良区又は土地改良区連合（以下「土地改良区等」という。）が行うために要する経費につき都道府県が補助する場合における当該補助に要する経費に対し、予算の範囲内において都道府県に補助金を交付するものとし、その交付に関しては、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号。以下「激甚災害法」という。）、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和37年政令第403号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「交付規則」という。）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第899号）、激甚災害に係る湛水排除事業事務取扱要綱（昭和47年11月10日付け47農地D第843号農林事務次官依命通知）及び激甚災害に係る湛水排除事業査定要領（昭和47年11月10日付け47農地D第844号農地局長通知）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (交付の対象及び補助率)

第2 補助率は、事業費にあっては都道府県が補助対象経費の10分の9以上を事業実施主体に補助する場合における当該補助に要する経費の10分の10（都道府県が補助対象経費の10分の9をこえて補助する場合にはそのこえる部分の補助に要する経費を除いた額）とする。

### (申請手続)

第3 交付規則第2条の農林水産大臣が別に定める申請書類に関する事項は、別記様式第1号による交付申請書のとおりとし、補助金の交付を受けようとする都道府県知事は、交付申請書を地方農政局長等（北海道及び沖縄県にあっては農林水産大臣、それ以外の地域にあっては地方農政局長をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

### (交付申請書の提出期限)

第4 第3に規定する交付申請書の提出期限は、地方農政局長等が別に定める日までとする。

### (交付決定の通知)

第5 地方農政局長等は、第3第1項の規定による交付申請書の提出があったときは、審査の上、

補助金を交付すべきものと認めたときは速やかに交付決定を行い、都道府県知事に対しその旨を通知するものとする。

- 2 第3第1項の規定による交付申請書が到達してから当該申請に係る前項の規定による交付決定の通知を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、1月とする。
- 3 地方農政局長等は、第3第1項の規定により提出された交付申請書が実績報告書を兼ねる場合には、その書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その申請に係る補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、第1項に規定する交付決定と併せて都道府県知事にその旨を通知するものとする。

#### (申請の取下げ)

- 第6 都道府県知事は、第3第1項の規定による交付申請（実績報告を兼ねる場合は除く。）を取り下げようとするときは、第5第1項の規定による交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内にその旨を記載した取下書を地方農政局長等に提出しなければならない。

#### (実績報告)

- 第7 交付規則第6条第1項の農林水産大臣が別に定める実績報告書は、別記様式第2号のとおりとし、都道府県知事は、補助事業が完了したときは、その日から1箇月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、実績報告書を地方農政局長等に提出しなければならない。
- 2 第3第2項ただし書の規定により交付の申請をした都道府県知事は、前項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 第3第2項ただし書の規定により交付の申請をした都道府県知事は、第3第1項による交付申請書（実績報告書を兼ねる場合に限る。）又は第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（第3第2項又は前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第3号の消費税仕入控除税額報告書により速やかに地方農政局長等に報告するとともに、地方農政局長等による返還命令を受けてこれを返還しなければならない。  
また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又ははない場合であっても、その状況等について、補助金の額の確定のあった日の翌年6月30日までに、同様式により地方農政局長等に報告しなければならない。

#### (補助金の額の確定等)

- 第8 地方農政局長等は、第7第1項の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、都道府県知事に通知するものとする。
- 2 地方農政局長等は、都道府県知事に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日（当該補助金の返還のための予算措置について議会の承認が必要とされる場合で、かつ、この期限により難しい場合は90日）以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

#### (交付決定の取消等)

- 第9 地方農政局長等は、次に掲げる場合には、第5の規定による交付決定の全部若しくは一部を取り消し又は変更することができる。

- (1) 都道府県知事が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく地方農政局長等の処分若しくは指示に違反した場合
  - (2) 都道府県知事が、補助金を本事業以外の用途に使用した場合
  - (3) 都道府県知事が、補助事業に関して、不正、事務手続の遅延その他不適当な行為をした場合
  - (4) 土地改良区等が、間接補助事業の実施に関し法令に違反した場合
  - (5) 土地改良区等が、間接補助金を本事業以外の用途に使用した場合
  - (6) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 地方農政局長等は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
  - 3 地方農政局長等は、第1項(1)から(3)までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
  - 4 第2項の規定による補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第8第3項の規定（括弧書を除く。）を準用する。

#### （補助金の経理）

- 第10 都道府県知事は、補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。
- 2 都道府県知事は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。
- 3 前2項及び第11に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物、台帳及び調書のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

#### （補助金調書）

- 第11 都道府県知事は、当該補助事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、別記様式第4号による補助金調書を作成しておかなければならない。

#### （間接補助金交付の際付すべき条件等）

- 第12 都道府県知事は、土地改良区等に補助金を交付するときは、第7第2項及び第3項並びに第9から第10までの規定に準ずる条件を付すほか、次に掲げる条件を付さなければならない。この場合において、都道府県知事は、土地改良区等から第2号イに係る納付を受けた場合は、その金額の全部又は一部を国に納付しなければならない。
  - (1) 適正化法、適正化法施行令、交付規則、本要綱及び実施要綱に従うべきこと。
  - (2) 財産の管理等
    - ア 土地改良区等は、補助対象経費（補助事業を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、間接補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
    - イ 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を都道府県に納付させることがある。
  - (3) 財産の処分の制限
    - ア 土地改良区等は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間（以下「処分制限期間」という。）において、取得財産等のうち1件当たりの取得金額が50万円以上の機械及び器具を処分しよ

うとするときは、あらかじめ都道府県知事の承認を受けなければならない。

イ アの承認については、第2号イの規定を準用する。

(4) 財産管理台帳の整備

土地改良区等は、取得財産等について当該取得財産等の処分制限期間中、別記様式第5号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

(5) 契約等

ア 土地改良区等は、間接補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、間接補助事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

イ 土地改良区等は、アにより契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合せ(以下「入札等」という。)に参加しようとする者に対し、別記様式第6号による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。

2 都道府県知事は、土地改良区等が間接補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、その実態を充分把握するように努め、当該財産が適正に管理運営されるよう指導しなければならない。

3 都道府県知事は、第1項第3号のアの承認をしようとするときは、あらかじめ地方農政局長等の承認を受けなければならない。

4 都道府県知事は、第1項第3号により土地改良区等から納付を受けた額の国庫補助金相当額を国に納付しなければならない。

5 第1項及び前項の規定にかかわらず、前項の規定その他の国庫納付に関する規定に基づき、取得財産等の取得価格の国庫補助金相当額の全部を国に納付したと認められる場合は、第1項及び前項の規定は当該取得財産等については適用しない。

6 都道府県知事は、土地改良区等に関して、土地改良区等から補助金の返還又は返納を受けた場合は、当該補助金の国庫補助金相当額を国に返還しなければならない。

附 則

この通知は、令和3年4月1日から施行する。



湛水排除事業費補助金交付申請書（及び実績報告書）

番 号  
年 月 日

〇〇農政局長 殿  
（北海道及び沖縄県にあつては農林水産大臣）

都道府県知事 氏 名

湛水排除事業を下記のとおり実施したい（した）から激甚災害に係る湛水排除事業費補助金交付要綱第3の規定に基づき、補助金 円の交付を申請する。  
（なお、あわせて精算額 円を請求する。）

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容及び経費の配分（又は事業成績書）
- （1）事業費について

（単位：円）

地区番号	地区名	所在地	事業主体	工種	事業量	費目	総事業費	経費の負担区分						事業実施期間	摘要	
								国庫補助金	補助率	都道府県費	小計	市町村費	その他			合計
						工事費										
						工事費										
合計																

- （注） 1 「工種」の欄には、水路工、樋門工、サイフォン工、排水機等に区分して記載する。  
 2 「総事業費」の欄には、都道府県の補助金交付決定額を記載すること。  
 3 摘要欄には、事業主体ごとに消費税仕入控除税額について、これを減額した場合には「減額した金額」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には、「含税額」とそれぞれに記入すること。

- 3 事業完了予定（又は完了） 年 月 日

- （1）収入の部

区 分	本年度予算額 （又は本年度精算額）	前年度予算額 （又は本年度予算額）	差引増（減）額	備 考
国庫補助金 都道府県費 そ の 他				

計				
---	--	--	--	--

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度精算額)	前年度予算額 (又は本年度予算額)	差引増(減)額	備 考
湛水排除事業費 補助金 工 事 費				

添付資料

1 都道府県の補助金交付規程を添付すること。

(3) 国庫補助金精算 (精算払いにより請求を行う場合)

区 分	補助金交 付決定額	精算事業費 総 額	補助率	精算国庫 補助金額	概 算 金 受 領 額	差引国庫補 助金受領 (返還)額	摘 要
	(円)	(円)	(%)	(円)	(円)	(円)	

(注) 1 摘要欄に、間接補助金の交付を完了した年月日を記載すること。

2 添付書類については、各事業費の根拠となる支払経費ごとの内訳を記載した資料、帳簿の写し又は補助金調書の写しのいずれかを添付すること。

3 財産管理台帳を添付すること。

湛水排除事業実績報告書

番 号  
年 月 日

〇〇農政局長 殿  
（北海道及び沖縄県にあつては農林水産大臣）

都道府県知事 氏 名

年 月 日付け 第 号をもって補助金交付決定通知のあつた湛水排除事業を下記のとおり実施したから激甚災害に係る湛水排除事業費補助金交付要綱第7の規定に基づき、報告する。

（なお、あわせて精算額〇〇〇円を請求する。）

記

- （注）1 別記様式第1号に準ずる。また、記の4の（3）の摘要欄に、間接補助金の交付を完了した年月日を記載すること。
- 2 添付書類については、各事業費の根拠となる支払経費ごとの内訳を記載した資料、帳簿の写し又は補助金調書の写しのいずれかを添付すること。
- また、このほか、補助金交付申請書に添付したものから変更があつたものについては、必要書類を添付すること。

年度湛水排除事業費補助金の消費税仕入控除税額報告書

番 号  
年 月 日

〇〇農政局長 殿  
（北海道及び沖縄県にあつては農林水産大臣）

都道府県知事 氏 名

年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知のあつた湛水排除事業費補助金について、激甚災害に係る湛水排除事業費補助金交付要綱第7の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

- |  |   |   |
|--|---|---|
| 1 適正化法第15条の補助金の額の確定額<br>（ 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額） | 金 | 円 |
| 2 補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額                          | 金 | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額                  | 金 | 円 |
| 4 補助金返還相当額（3－2）                                  | 金 | 円 |

（注）記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）
- ・消費税法第60条第4項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

- 5 当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載

[ ]

（注）消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあつては、申告予定時期も記載すること。

- 6 当該補助金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載

[ ]

（注）記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・新たに設立された法人であつて、かつ免税事業者の場合は、設立日、事業年度、事業開始日、事業開始における資本金又は出資金の金額が証明できる書類など、免税事業者であることを確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・消費税法第60条第4項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

別記様式第4号（第11関係）

〇〇年度  
農林水産省所管

〇 〇 補 助 金 調 書

国			地 方 公 共 団 体 名										備 考
			歳 入			歳 出							
補助事業名	交付決定の額	補助率	科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち国庫補助金相当額	支出済額	うち国庫補助金相当額	翌年度繰越額	うち国庫補助金相当額	
〇〇事業	円			円	円		円	円	円	円	円	円	
〇〇費													
〇〇費													
その他													

記載要領

- 「補助事業名」欄には、補助事業等の名称のほか、当該補助事業等に要する経費の配分を記載すること。この場合において、経費の配分の記載は、補助条件等によりその変更を禁止され、又はその変更につき承認を要するものとされている経費の配分のみを特記し、その他の経費の配分は、「その他」として一括記載すること。
- 「科目」欄には、歳入にあつては款、項、目及び節を、歳出にあつては款、項、及び目をそれぞれ記載すること。ただし、「補助事業名」欄に特記した経費に対応する地方公共団体の歳出予算の経費が目の内訳の経費であるときは、歳出の「科目」欄には、その目の内訳までを記載すること。
- 「予算現額」欄には、歳入にあつては当初予算額、追加更正予算額等に区分してそれぞれの額を、歳出にあつては当初予算額、追加更正予算額、予備費支出額、流用増減額等に区分してそれぞれの額を記載すること。
- 「備考」欄には、参考となるべき事項を適宜記載すること。
- 補助事業等に係る地方公共団体の歳出予算額の繰越（歳出予算額の一部又は全部を執行せず、その執行しなかった部分の額に相当する金額を新たに翌年度予算に計上する場合を含む。）が行われた場合における翌年度に行われる当該補助事業等に係る補助金等についての調書の作成は、本表に準じて別に作成すること。  
この場合には、歳入の「科目」欄に「前年度繰越金」の区分を設け、その「予算現額」及び「収入済額」の数字の下にそれぞれ国庫補助金額を内書（ ）すること。

財 産 管 理 台 帳

土地改良区又は土地改良区連合（事業主体）名

地区名		地区	事業実施年度			年度		農林水産省所管補助金名					処分制限期間		処分の状況		摘要	
事業区分	事業の内容					工期		経費の配分					耐用年数	処分制限年月日	承認年月日	処分の内容		
	事業種目	事業主体	工種構造 施設区分	施工箇所 又は 設置場所	事業量	着工 年月日	竣工 年月日	総事業費	負担区分									
									円	円	円	円	円					
	計																	
	計																	
	合計																	

- (注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。  
 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。  
 3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸し付け先及び抵当権等の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること。  
 4 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。

契約に係る指名停止等に関する申立書

年 月 日

〔間接補助事業者〕 殿

所 在 地  
商号又は名称  
代表者氏名

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加に当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から〇〇契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

（注 1）〇〇には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。

（注 2）この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。

ただし、北海道にあっては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局を含む。

（注 3）「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者であって、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。

なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りでない。